

柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金

【建替え等に伴う除却工事】

柳川市では、「震災に強いまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に資するため、「柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱」を策定し、木造戸建て住宅の性能向上改修工事及び建替え等に伴う除却工事に要する費用の一部に補助金を交付します。

■事前協議

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、工事を予定している住宅の内容などについて、市と事前に協議をお願いします。

※交付決定前に工事着手している場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

■補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- 住宅の所有者（※所有者以外の場合、所有者の承諾を得たもの）
- 補助金の交付を過去に受けたことがないこと
- 本市の市税を滞納していないこと
- 暴力団の構成員でないこと
- 除却工事後、耐震性が確保された住宅等に住替えすること

■補助対象住宅

次のすべての要件を満たすものが対象となります。

- 柳川市内にある2階建て以下の木造戸建て住宅
- 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手したもの
- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であること又は、耐震診断調査票で倒壊の危険性があると判断されたもの
- 現に居住者がいること
- 補助金の交付を過去に受けたことがないこと
- 法人が所有するものでないこと
- 所有権以外の権利が設定されていないもの
- 公共事業に伴う移転、建替えその他の補償の対象となっていないもの

■補助金の額

①と②のいずれか低い方の額の23%に相当する額とし、**【30万円】**を上限とする。

※ただし、1,000円未満切捨て

- ① 補助対象住宅の解体及び撤去に要する費用
- ② 補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 ※
※②については、見積又は国が定めている経費により算定

柳川市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金の流れ 【建替え等に伴う除却工事】

